

武田薬品工業株式会社  
代表取締役社長 長谷川閑史様

平成 20 年 12 月 11 日  
武田問題対策連絡会

## 貴社旧湘南工場建屋の解体工事着手に対する抗議

1、武田薬品工業は、現在自ら工事説明会を開催中にもかかわらず、12月3日に旧工場の取壊し等に着手した。

武田薬品工業の道理を欠いた、かつ「誠実」という自らの企業理念とも駆け離れた工事開始にたいし強く抗議する。

直ちに工事を中止し、8月の「工事説明会」の経緯と、今回の工事開始の経緯について近隣住民に説明するよう求める。

2、12月3日は、市民が研究所建設工事の安全性について不安を感じ藤沢市会に提出した請願について、多くの市民が賛同の請願署名を集め、議会に提出し、まさに2日後の5日には議会民生常任委員会で審議が開始されようという矢先の日である。

このようなタイミングで、研究所建設を前提とする旧湘南工場の建屋の解体工事に着手するのは、多くの市民の意向にたいし強いてそれを無視する行為であり、住宅地に接して工事を進めようとする事業者がとるべき態度とは思えない。

3、計画地周辺で8月に行なわれた2回の「工事説明会」が、住民とのあいだで問題を残したあと、11月までの間「工事説明会」を中断、その後神奈川県知事より環境アセス審査書が事業者武田薬品工業に送付された。

11月にはいり、町内会等を通じて案内が出されて、11月10日、13日、15日と鎌倉市内3箇所で工事説明会が再開され、続いて藤沢市内でも17日に工事説明会が行なわれたとのことであるが、それら工事説明会では、近隣住民より多岐にわたる質問と意見がだされたものの、それらを集約して参加者の意向と事業者の意向の、双方の言い分を整理する話し合いはなく、まして協議案にあげるに至った案件は、何もない。

説明会に参加した多くの住民には、説明会は協議以前の、初歩的な質疑が規定時間内でなされたところまでであったというのが、4各所で開催された1回目の認識であろう。住民より「発言はどう反映されるか」、司会「覚書にして取り交わ

す」云々の対話はあったが、工事に関する覚書の内容提案は、双方いずれからも何一つ出されていない。合意に向けての事項は、提案も協議も全く無かったとの認識である。

4、今回の事業は、1年近くの間、県の環境アセス審査会で検討されてきたものである。取壊しの際の粉塵量、建設工事中の騒音レベルや振動、大型車両の往来と渋滞予測について審査され、すべて予測値が審査会で検討されている。

しかるに、住民にたいする工事説明になると、工事の手順と作業の配慮事項として、数字に裏打ちされた説明は無し、協定案として提示される管理値も、事業者側からまだ出されていない。

提示された覚書を読むと、守るべき数値と、それを悪いほうに作業が外れたときの警報とか、工事現場責任者の取る対応はなにか、環境アセスで評価された規定を適用すること無しのみであることも、工事説明同様、奇異である。

安全で適正な工事を保障するため、工事期間中、事業者と住民が定期的に協議する機会を定めていないのも、2年4ヶ月にわたる工期にたいし、住民側意見の反映を欠いているものである。

5、武田薬品工業の新研究所建設の事業は、神奈川県環境アセス評価の過程で、住民が発するバイオ関連研究への不安の声を終始耳にしたであろうに、それらに耳を貸さず、知事より環境アセス審査書で指摘されてようやく、今月16日を第1回として、市民との「対話集会」に応じていくことを決めた。

一方対話の開始を決めながら、他方で、一片の社長文書をもって、旧建屋の取壊しと、新研究所の2009年4月建設着手、2011年3月完了予定とする工事を指示し、そのため湘南の現地では、地域住民へ工事説明の途中という事情を考慮しないまま、住民に周知を図らないで一部個人と工事協定を締結し、もって独善的に工事を開始するなど、住民のあいだに混乱を招いた。

以上のとおり当会は、武田薬品工業にたいし、工事の開始強行を強く抗議する。早急に善処されることを求める。

以上

武田問題対策連絡会  
連絡先（本件担当）平倉 誠  
鎌倉市植木 598-3-108